

Q.

ベトナムにある日本会社 100%出資の現地法人を売却したいと考えています。どのような点に注意したらよいか教えてください。(製造業)

A.

ベトナムにおいて現地法人を売却したいという場合、出資持分の譲渡または資産譲渡による方法となりますが、出資持分の譲渡が一般的です。譲渡先候補選定にあたり、売却する法人の債権・債務を清算しておく、コンプライアンス上問題となる取引関係の有無の確認等が注意点として挙げられます。

解説

1. ベトナム現地法人の売却について

一般的にベトナムにおいて現地法人を売却したいという場合、次の方法があります。

※一 中堅・中小企業がベトナムに現地法人を設立する場合、一人社員有限責任会社、二人以上社員有限責任会社が多いため、本稿ではこの2つの形態の場合に絞って説明します。

こちらは信用金庫とのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)